

会計室危機管理推進委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 会計室における危機管理に係る事項について検討し、施策の充実を図るため、会計室危機管理推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）危機管理に係る計画等（マニュアルの作成を含む。）の策定及び施策の進行管理に関すること。
- （2）その他危機管理に関すること。

（組織）

第3条 推進委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、会計室長をもって充てる。

3 委員は、各課の長をもって充てる。

（会議）

第4条 推進委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（庶務）

第5条 推進委員会の庶務は、審査課審査第一係において行う。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。